

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 22 日

新潟市長 中原 八一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ウオロク小針南店  
所在地 新潟市西区小針 7 丁目 13 番 13 号 外  
設置者 株式会社ウオロクホールディングス

2 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）

| 駐車場No.<br>（配置図上の No.） | 出入口の数 | 出入口の位置（配置図上の No.）                |
|-----------------------|-------|----------------------------------|
| 駐車場 1                 | 2 箇所  | 出入口 1：駐車場 1 北側<br>出入口 2：駐車場 1 西側 |
| 合計                    | 2 箇所  |                                  |

（変更後）

| 駐車場No.<br>（配置図上の No.） | 出入口の数       | 出入口の位置（配置図上の No.）                                          |
|-----------------------|-------------|------------------------------------------------------------|
| 駐車場 1                 | <u>3 箇所</u> | 出入口 1：駐車場 1 北側<br>出入口 2：駐車場 1 西側<br><u>出入口 3：駐車場 1 北東側</u> |
| 合計                    | <u>3 箇所</u> |                                                            |

3 変更する年月日

令和 7 年 9 月 9 日

4 変更しようとする理由

事業用地拡張に伴う駐車台数の増加及び出入口追加の為

5 届出年月日

令和7年9月8日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

令和7年9月22日から令和8年1月22日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp